

沿岸広域振興局長告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年12月25日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1（1）路線名 重茂半島線
 - （2）供用開始の区間 宮古市白浜第2地割78番1地先から第3地割212番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年12月27日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成30年12月25日から平成31年1月25日まで
- 2（1）路線名 崎山宮古線
 - （2）供用開始の区間 宮古市熊野町400番1地先から光岸地406番地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年12月25日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成30年12月25日から平成31年1月25日まで